

1. 策定の趣旨

本市では、交野市基本構想条例に基づき、「市に関わるあらゆる事業又は活動の企画立案、実行及び評価の基本的な指針とする構想」を策定し、まちづくりを進めています。

平成23年度からスタートした第4次交野市総合計画基本構想「みんなの“かたの”基本構想」では、「あじわい・なりわい・にぎわい “みんな活”でわいわいと “かたのサイズ”なまち暮らし」を基本理念とし、11の暮らしの夢の実現を目指して取り組んでいるところです。

現行計画の策定から10年が経過する中、少子高齢化や人口減少による影響、大規模災害や感染症への対策、情報通信技術の急速な進歩など、社会の変化が加速化し、行政が対応すべき課題は複雑化しています。

また、市制施行から50年を迎える一方、当時に建設された公共施設やインフラの老朽化は進行しており、限られた行政資源を効率的・効果的に活用しながら、これらの変化に対応しつつ、持続的な行政運営を図っていく必要があります。

こうした社会環境の変化を踏まえ、市民や事業者、行政などまちづくりの主体が、改めて目指すべきまちの将来像を共有し、それぞれの強みを生かし協力しながら地域社会の活力を維持していくため、中長期的な新たなまちづくりの指針として「第5次交野市総合計画基本構想（以下、次期計画という。）」を策定します。

また、人口減少克服・地方創生を目的とした「第2期交野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」が令和4年度をもって計画期間が終了することを受け、「第3期交野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」については次期計画に内包又は連動させる形式とし、両計画を一体的に策定するものとします。

2. 策定にあたっての考え方

次期計画の策定にあたっては、以下の考え方を踏まえて検討を進めます。

(1)地域社会の現状把握と、将来予測に基づく議論
この10年の少子高齢化・人口減少などの変化を踏まえ、現状と課題の整理を進めるとともに、人口ビジョンなどの将来推計を活用し、まちの将来像を議論します。

(2)新たな課題への対応
大規模災害や感染症対策、公共施設やインフラの老朽化対策など、近年取組みの優先順位が高まっている課題やテーマ、また、SDGsや行政DXの推進など、分野横断的な重要政策に柔軟に対応できる計画とします。

【新たな課題やテーマ】

- 相次ぐ自然災害の発生
- 新型コロナウイルスなどの感染症対策
- 公共施設・インフラの老朽化と再配置
- SDGsの推進
- 情報通信技術の進歩と行政DXの推進
- まちの活力維持のための移住・定住促進、シティプロモーション

(3)実効性のある進行管理の仕組み
限られた行政資源を有効に活用し、持続的に行政運営を推進させるための仕組みを取り入れます。

- ①基本構想における理念や方向性を実現するため、基本計画において分かりやすい施策体系を構築する。
- ②実効性のある進行管理を行うため、施策体系と個別事業との繋がりを整理するとともに、予算管理や財政見通しとの整合を図り、適切な行政評価の仕組みを導入する。
- ③都市計画マスタープランなど、個別行政計画との関係を整理する。
- ④将来に渡る社会経済環境の変化にも柔軟に対応できる計画とする。

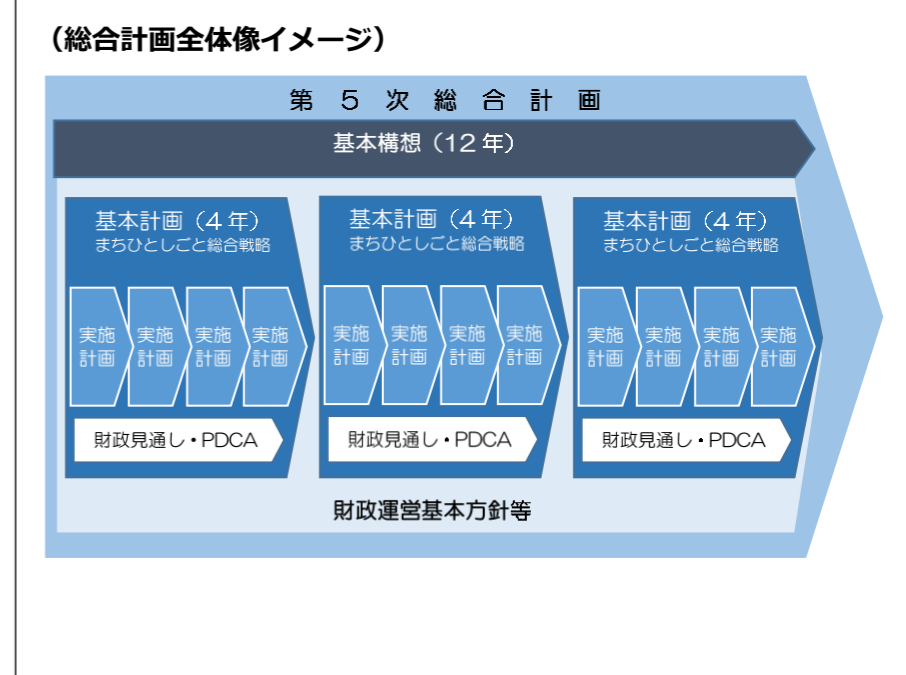
(4)多様な主体の参画と協働
市民や事業者など、様々なまちづくりを支える主体の声を取り入れるとともに、有識者や市民、団体などから構成される審議会において議論を重ねるなど、時代に即した市民参画・市民協働のあり方を踏まえた計画とします。また、誰にとっても分かりやすく、皆に活用される計画とします。

3. 基本的な構成

次期計画は、市の最上位計画として機能することが求められ、条例に規定される「基本構想の構成等」を踏まえつつ、①基本構想、②基本計画、③実施計画からなる三層構造とします。

基本計画の期間は4年とし、基本構想が示すまちの将来像に向けて、達成状況の確認などの進行管理を行います。

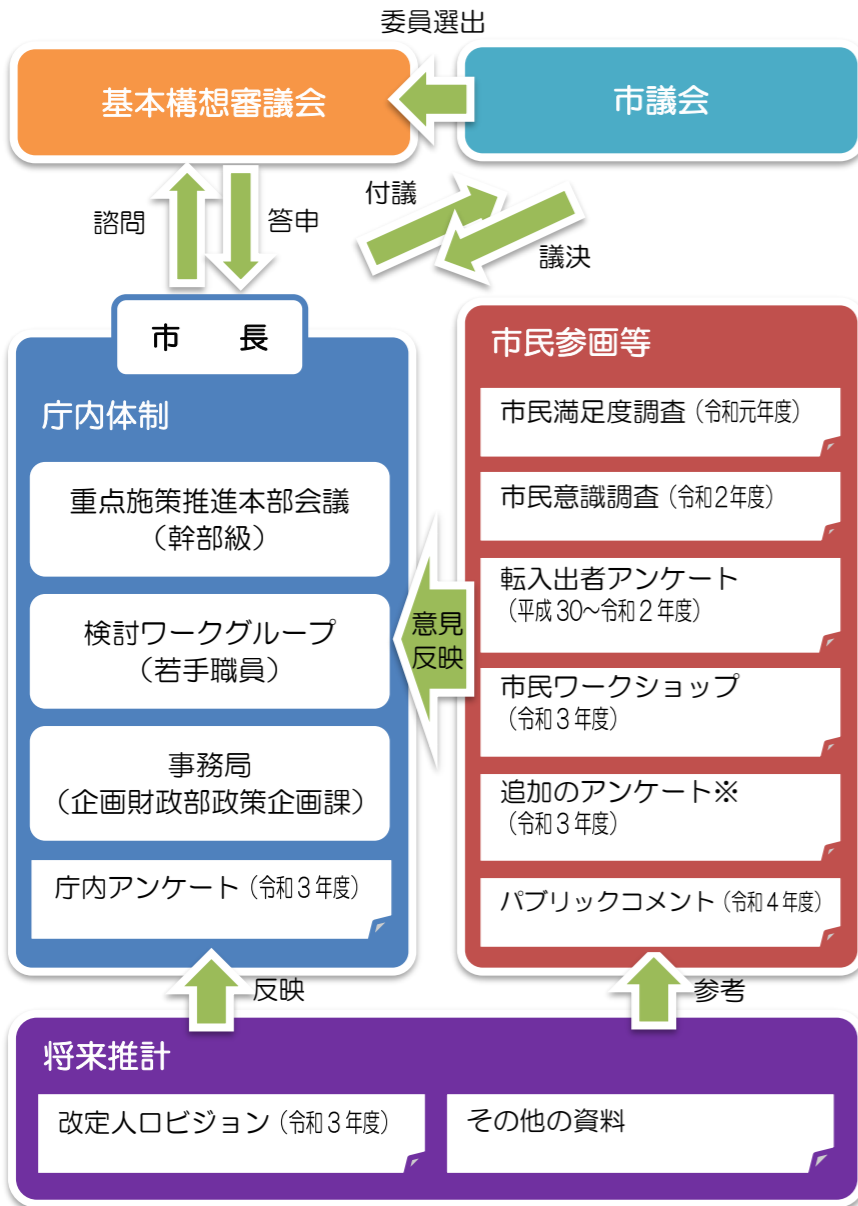
構成	内容	期間	議決	審議会
基本構想	<ul style="list-style-type: none"> ▶ まちの将来像及び総合計画の全体像を示す。 ▶ 基本的な理念や考え方、市のありたい姿及び方向性、計画の仕組みから構成。 	12年	要	要
基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 基本構想の理念を実現するための政策・施策の方向性と体系、目標を示す。 ▶ 基本計画の中に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」部分を位置づける。 	4年	-	要
実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 基本計画と整合した具体的事業及び予算を示す。 ▶ 市が毎年度、予算編成とともに作成。 	1年	-	-



4. 策定体制

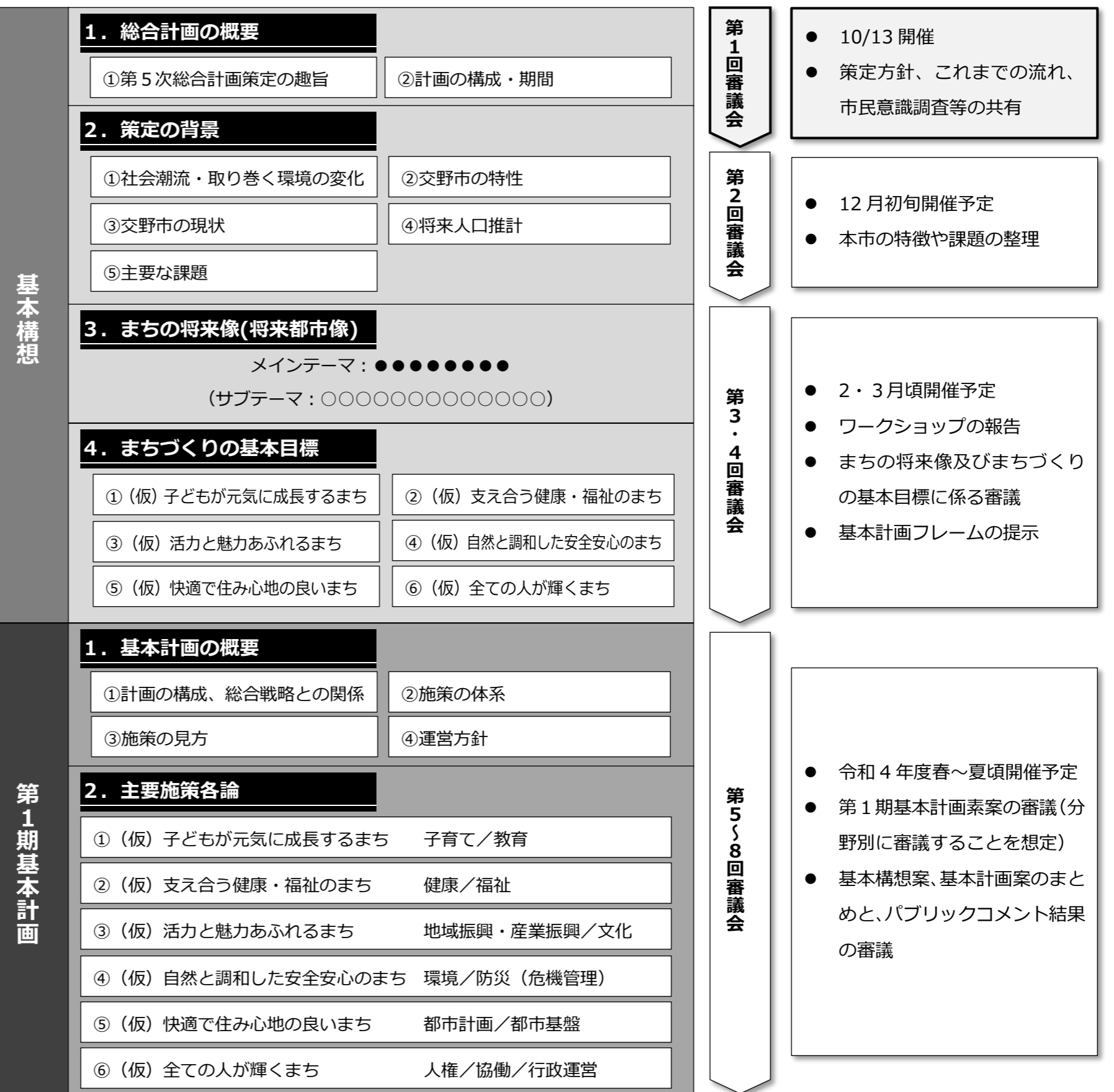
条例の規定に基づき、諮問機関として基本構想審議会を設置し、素案等の検討を行うとともに、市民等の意見を反映できるように、参画機会の確保に取り組みます。

庁内においても、若手職員を含む検討体制の構築と、多様な意見の集約に取り組みます。



※多様な意見を集約するため、必要に応じて追加のアンケート等を行います。

5. 第5次総合計画のフレームとスケジュール



※上記は全体構成を把握するためのイメージです。各項目は検討に応じて見直します。